第6回 佐賀市自治基本条例検証委員会 【資料】

平成29年4月26日(水) 佐賀市 協働推進課

本日の内容

- ■日 時 平成29年4月26日(水) 10:00~11:30(予定)
- ■場 所 佐賀商エビル 7階 共用大会議室

■次 第

1 開会 (10:00)

2 第6回審議事項 (10:05)

(1) 第5回委員会の振り返りについて

(2) 条文改正の可否について

(3) 答申書(案)及び検証結果(案)について

3 事務局連絡事項

4 閉会 (11:30)

■会議資料

- ·資料1…第6回佐賀市自治基本条例検証委員会【資料】
- ・資料2…答申書(案)及び検証結果(案)

(1)第5回委員会の振り返りについて

(1) 条例改正の可否について

第7条 市民等の役割及び責務

【論点】

「自らの発言及び行動に責任を持ち」の条文が入っていることで、まちづくりに参加しよう という気持ちにブレーキをかけているような印象を与えるのではないか。

【委員からの主なコメント】

- ・ 初めてこの条例を読んだときに、少しここは重い印象を受けて、そういう意見を出させていただいたが、この会議に何度か参加させていただく中で、人によってそれほど重く受けとめるわけではないということと、それだけ積極的に参加してほしいという、条例をつくったときの気持ちがここにあらわれているということがだんだん理解できたので、この部分はこのまま行ってもいいのではないかなと今は思っている。
- ・ 検討会議に公募で 20 名の方が来られていたが、その人たちが、自分たちは動いていなかったなというようなことを言って、ここに来て初めて自分が考えるようになったと言われたのを記憶している。そのときにやはり市民は考えとかなければいけないと言っておられて、その表現が委員の人たちからどんどん出てきていたような気がする。すごく積極的な会議だと思った。委員からも指摘があったように、このままで何年かはやってみていいのではないかという気がする。

検証結果:条文変更なし

第8条 市民活動団体の役割及び責務

【論点】

「地域における課題の解決」という文言が重い印象を与えている、これがネックになり、内部活動に留まってしまう懸念がある。運用で、公益性のある活動でも十分であるというような広報、説明をしていかないといけない。

【委員からの主なコメント】

自治会や婦人会、子ども会とか全部のことを市民活動団体と称した。その一つ一つが地域の課題を解決するところまで行くのかということと、地域の活性化にも寄与しないといけないということを書いているのだと思う。

私たちの団体も、今回補助金をもらうため市民活動応援制度に初めて申請した。申請書には、どういう目的で何の活動をするのかを書く。そこで地域課題をこういうことで解決しているとか、活性化に寄与しているとかを書かないといけないことを思い知らされて、私たちはこんなふうに期待されているのだと感じた。だから、そういうことをきちっとしておかないといけないのだと思う。自主団体とか、NPOとか、ほかにも沢山あるから、ここまで言うのかという気持ちは確かによくわかるが。

- ・ いろいろな団体が、それぞれに課題を持ち、それをどう解決し、どう発展させようかとい うのは常に考えている。各団体が動いていることによって地域が活性化しているという事実 がある。それを自治会がちょっと東ねているだけで、自主性を持って各団体がそれに合った 自分たちの役割を考えながらやっている。そういう意味で、私はこれぐらい書いておいてい いと思っている。余りやわらかくするよりは、条例なので、これくらいでいいと思っている。
- ・ いろんな市民活動団体の人たちは、とにかく重要な役目を担って、佐賀市の一番の特徴でいいところ、昔ながらの出しゃばり感覚が残っているところにあると考えているので、これぐらいでいいと思う。
- ・ 始めは課題解決を意識せず、単に楽しみたいだけの私的グループの人たちが入ってきにくくなるのを危惧していた。しかし、ずっと考えていたら、そもそも条例を知らない人のほうが圧倒的多数で、まだ普及啓発とか、運用のほうの問題が非常に多くて、自分たちは楽しみでやっている活動が、公益性のある事業だということを他から言われて気づくことも結構あると思う。そうすると、この条文の市民活動団体に見られることもあるから、こういう活動を手伝って欲しいとか、こちらからお願いしていくような運用もあるという気がしてきた。そう考えると、今のままの文言が、かえって普及啓発、運用がうまくいくのではないかと思う。
- ・ 活動している団体側としては、条例に守ってもらっていると感じる場面が出てきている。 それで文言というのは、あまり堅苦しくではなく、この条文に守られて、深いところ、浅い ところを運用していけたらいいなとつくづく今感じ取っている。だから、活動する側は、ぶ つかったときは、条文があるから大丈夫だというようなお守りみたいな感じもしている。
- ・ 委員から意見が出たように、ここは制限項目ではなくて、むしろ活発に、そういう責任を 持って頑張ろうという呼びかけの文言ということで、このままで行きたいと思う。

検証結果:条文変更なし

第9条 事業者の役割及び責務

【論点】

地域社会との調和という非常に消極的な表現になっているので、もう少し積極的な文言を 入れてはどうか。

【委員からの主なコメント】

事業者を自治基本条例の対象団体に入れるべきかどうかという議論から始まって、私も入れるべきと言った側にいた。事業者を条例の主体とみなすかどうかより、むしろ、ちゃんとそこに向かって、あなたたちも仲間なのだから入ってくきてれということを言い続けることのほうが今は重要なので、どんな活動をしているかというような運用のことをずっと聞いていたと思う。

例えば、城内のまちづくりを考える委員会の座長をしていたが、その中で自治会の人しか 当事者として出てこない。テレビ局や県庁だって、重要な構成員なのに出てこない。それは 違うだろうというのがもともとあって、事業者もちゃんと入ってよということから、始めた ような気がする。

ただ、その認識にしてもそこまでまだできていない。佐賀大学は本庄まちづくり協議会に 組み込まれたが、それは、まちづくり協議会の会長が佐賀大学の名誉教授だったから。同様 にどんどん使っていけばいいのだろうと思うが、大学そのものはそんなふうに絶対思ってい ない。だから、今は巻き込んでいくということでいいという感じがする。

私の勤務先は大和町春日にあるので、春日のまちづくり協議会に地元の企業として使って と言っているが、そういう感覚をみんなに持ってもらえるといいと思う。

これをもう少し強くしたいという気持ちは私たちにもあるが、まず運用のほうで頑張って、 企業の人たちに当事者ということを理解していただくということでいいのではないか。もう 少し立地している地域で、もっと狭くいろんなところで参加してもらうといいと思って、こ ういうのを入れたつもりだ。多分私たちが一番厳しかったほうの部類に入ると思うが。この ままでしばらく様子を見て、事務局は、ここに私たちが込めた意思、意図をもう少し酌んで、 企業回りとかやって、いろんな地元の事業に積極的に参加してもらうことが私たちは重要だ と考えているというふうに啓発していただければありがたいと思う。

- ・ 調和というのが物足りないということだが、調和のほかにどんな言葉が思い浮かぶか。ほ かの言葉で何があるのかを少し考えていた。少なくとも「共生」とかではない。
- ・ ほかのところは、地域社会貢献に努めるものとするとか書いていたのに、自分たちが企業活動をやるというのは、基本的には利益を上げるとか、そのときに不調和が起こるかもしれないということをイメージして書いてある。例えば、企業が立地したりすると、交通が非常に乱れる。そうすると、そこをどうやって解決するかをその当事者である企業も一緒になって参加してというのが調和だと思う。今のところまだそこまで積極的ではなく、できるだけトラブルが起こらないようにするのが調和の段階だとすると、その次、地元の人たちとお祭りをやったり、企業の駐車場で何かをやったりというぐらいのことまでいくと、地域はどんどん変わっていくという気がする。
- ・ 既に貢献という言葉があるから、調和を図るということの、もう少し上の段階の概念は何 だろうなと思った。

・ [事務局] 逐条解説の8ページの説明をご覧いただきたい。以前、検討会議でも出された ことも踏まえて、説明として少し加えている。事業者も、まちをつくっていく上での地域の 一員であるという認識を持ってもらいたいというのが一番にあった。だから、このまちづく りの主体に事業者も入れようという話になったと思う。

ただ、事業を行う上では、どうしても公害や車の渋滞の問題など、地域社会に少なからず影響があり、その責任も持っているということを踏まえた上で、役割を自覚して貢献に努めていただく。あくまで事業活動をするというのは、自分たちの利益だけのためではなくて、地域貢献というのがベースにあることをここで確認させてもらうのが1つあると思う。

それとともに、地域社会との調和は、その次の段落、自主的な活動のほかに、地域での清掃活動とか、祭りへの参加、協力とか、こういうことをまずやってもらうというのが地域への貢献になるし、それをやってもらえれば、地域住民と同じように事業者も地域の中に溶け込んで調和していくのではないかというような考え方で、「調和」という言葉が一番いいのではないかという議論になったと思う。

・ この条文、よく見ると結構よくできている。少し法律的なことを言うと、「地域社会へ貢献するよう努める」というふうにしている。貢献の部分は努力義務であって、積極的に自主的に貢献するということで、その具体的内容がこの解説に入っているようなことで、後半の「事業活動の実施に当たっては、地域社会との調和を図らなければならない」というところに「努める」という言葉がないということは、つまり調和してやらなければならないということで、例えば、事業所をつくるというときに、まちづくりに合わせた形でやらないといけないという、罰則とかはないが、義務という形で書いてある。

後半は恐らく、通常の事業活動をするときにも、常に地域に配慮して行動するように結構 強く言っている部分なので、この逐条解説のところを少し強く押していって、貢献について はこうで、後半については何も逐条解説に書いてないので、できればそこも含めて説明して いくと、それぞれが際立ってくる気がする。

・ 先ほど言ったように、朝の通勤時間に企業の人たちが周りの道路を自主的に清掃されているのを見かけると感銘を受ける。積極的にやるということはそういうことだと思うが、ここに書いてあるように、お祭りとかいろいろなものにもう少し、事業者が参加するようになると雰囲気がまるっきり変わってくるだろうなという感じがする。貢献するという段階と調和を図るという段階は整理されて書かれているということなので、このまま使わせてもらえればと思う。

検証結果:条文変更なし

第23条 地域コミュニティ活動

【論点】

- ・ 「その活動が促進されるように支援する」ことも必要だが、協働というためには、それぞれが役割を分担してともに活動する場合についても書いてはどうか。地域コミュニティ活動というのは、住民だけがやって、それを市がただバックアップするというふうに読めたので、むしろ、市自体がネットワークの橋渡しの役割をするなど、主体的な関わりをしてもいいのではないかと思った。
- ・ 「地域の課題を共有し、その解決を図り」という文言が重いというイメージで、その解決 を図りという箇所を、「その解決に向け活動し」という表現に和らげてはどうか。地域活動 はやる気と行動力がある人たちに結構頼りきりなところが多い気がしている。地域課題の解 決が前面に来ると重荷に感じてしまって新しい人が入りづらいと思う。条文上でも、解決に 向けてはまず一緒にやってみようということでいかないときついのではないか。

【委員からの主なコメント】

- ・ はじめ22条の協働と23条がセットだと思っていたので、協働といいながら、何で市民が やって市は助けるよと言うのだろうというふうに読んでいたが、その後説明を受けて、市民 がまずは積極的に頑張ろうということを打ち出している条文として、コミュニティ活動と、 災害への対応と、子どもへのまなざしというのがあり、この条例のポイントであるというこ とが理解できた。
- ・ 任意団体や、志が一緒の人たちは自分から集まってくるが、地域コミュニティは、そこに 住んでいる人たちによって構成されているので、逃げ場がない。その人たちにこうしなさい というのが少し重い気がしてしまう。これを、「解決に向け活動し」とすると、みんなで一 緒にやっていこうという機運が感じられる気がして、この条文の説明や普及もしやすいので、 運用もしやすくなるのではないかと思う。だから、表現を変えたほうがメリットは大きいの ではないかと考えている。

「図る」の字が入っているというのは、具体的な対策があって、それを実行していくレベルだと思う。しかし、その対策を練る段階から一緒にやっていかないと、対策をとったからやってくれとなると、上からの命令のように感じてしまう。自発性の機運を盛り上げないと、なかなか地域のコミュニケーションも難しくなるのではないかという危惧がある。

- ・ [事務局] 地域コミュニティ活動というのは、今、24 の小学校区単位でできている「まちづくり協議会」を想定して、佐賀市の特色ある取り組みの一つとして条文の中に入れていただいた経緯がある。まちづくり協議会を設立するときに、地域の夢プランをつくってあるが、このプランでは10年後の地域の未来像を描いてもらい、それを実現するために、どういう活動をすべきなのか、幾つかの分野ごとにテーマを掲げてもらう。そしてそれぞれの分野の目指す姿に向けて、どういう活動をするかということまでそのプランの中に入れていただいている。それに基づいて、まちづくり協議会で活動されているので、そういったところを念頭に置いて「解決を図る」というような条文の表現にもなっていると思う。
- ・ この条文は、ちょっと読みにくい。これはどういうふうに読めるか。例えば、課題を共有 し、その解決を図るように努めるものとするということになっているのか。
- [事務局] 課題を共有して、課題の解決を図って、さらに活性化を図ることを目的にした

活動というのが地域コミュニティ活動である。市民等は、その活動を行うように努めるよということになっている。だから、市民等は安心して暮らし続けることができる地域社会の実現のためにコミュニティ活動を行うように頑張るということになる。

- ・ 3つの事項が並列だから「及び」が入っていると思う。
- ・ 今上げた3点を含んだ自主的な活動を行うよう努める。それはそうだが、事務局がまち協 をメーンに想定した条文と言われたが、まち協自体がものすごく温度差があるわけだし、逐 条解説にも出てきていない。地域コミュニティ活動と書かれたときに、まち協を意識すると いうふうにすごく狭めてしてしまうのはもったいないと思う。
- ・ それはそうだ。主語が「市民等」だから、事業者も入るし、市民活動団体や個人も入る。
- ・ 活動の内容となっている解決を図るというところがやはり重いので、「解決に向け活動」 していくというほうが、運用もしやすいし、使い勝手がよくないだろうかと思う。
- ・ そうすると、今度は身近な地域課題を共有し、その解決に向け活動しというのが1つの文章になる。そして、「及び」でつなぐので、課題を共有することと、解決に向けて行動することという文章になって、それにもう一つ地域活性化をつける。という文章になる。
- ・ 3つの内容を1つの活動にまとめるという形にしているので、こういう条文表現が使われているが、3つの活動内容を独立させて書くという手法もある。「その解決を図り」を、「その解決に向け活動し」にしたところでほかの趣旨が変わらない気はするが。
- ・ 私も文章がおかしくなると思う。やはり解決を図るが、重いかどうかというのはあるかも しれないが、一般的には解決を図るという言葉を使う。それをまた、「その解決に向けて活 動し」と言い変えると、少しやわらか過ぎないか。

ただ認識しているだけではなくて、実際に活動をしてもらわなければいけないから、私は「図り」でいいと思う。

- ・ 地域活動を行っているとか、任意で集まってきた団体であれば、活動してもらわないといけないと言ってもいい気がするが、そこに住んでいる人たちなので地域コミュニティからは逃げられない。だから一緒にやろうよという機運のほうがいいのではないかなという気がしてしまう。
- 課題と向き合うと言うのであれば、その「地域の課題を共有し」でも十分いいと思う。
- 「共有し」にそこまでの意味を込めるのであればそれでもいいと思う。
- ・ 「身近な地域の課題を共有し、その解決に向け活動し」とすると、そこでも活動してしま う。そうすると、「当該地域の活性化を図ることを目的とした自主的な活動を行うよう努め る」というのは、この後ろの及び以下の文章だけにかかっているように読めて、やはり文章 としておかしくなる。
- ・ この並列は、活動が続いていくという場合の「共有する」というCと「図る」のDでいく わけだから、ここに動詞が入ってきてもおかしくないと私は思う。ただ、主眼はそこではな くて、解決に向けた方向性をともに進んでいくというところだと思うので、文言調整は後ほ ど考えなければならないだろう。
- ・ 委員が言われたようにするのであれば、「解決に向けて活動し」以外の文言を探せば、つ ながりはいいと思うが、解決を○○するという、適当な言葉があればいいのだが。
- だんだん聞いているうちにもう一つ疑問がわいてきたのだが、地域コミュニティ活動の主体は市民となっているが、実質的には、まちづくり協議会とか市民活動団体が活動を行うで

はないのか。そういう意味で、まず個人が何々を目的とした活動をするという言い方は少し 違和感があって、そういう目的を持った市民活動団体の地域コミュニティ活動、これに参加 するということなのではないのか。そう考えれば、前の条文で市民活動団体がそういう解決を図り、そして当該地域の活性化を図るという目的を持ってやらなければいけないということを言っていたので、それほど個人が図らないといけないのではなく、そういうことを目的 とした活動に市民は積極的に参加するようにというような趣旨なのではないか。ただ、そういうふうに、この条文は読めないところがあるので、私自身も頭の中で理解できないところがある気がする。

- ・ 私はこの条文は、別にまちづくり協議会だけじゃなくて、自分のお隣とか、あるいはお向かいさんとかも含めた、そういった本当に身近なところの問題解決も含んでいるのかと思って読んでいた。
- ・ 基本は自主的な活動を行うように努める。個人がやる場合もあるし、小さなグループがやる場合もあるし、企業やまちづくり協議会もある。ただ、佐賀市は地域コミュニティ活動と言ったときに一番力を入れて中心的に行う施策としてはまちづくり協議会を応援し、支援する。しかし、それ以外にも自主的な活動は当然あると思う。2項のところの「市長等は」と言ったときに、「活動が促進されるよう支援に努める」と言ったのは、メーンは何かというと、まちづくり協議会を各校区単位でやっていくということを答弁されていた。
- ・ [事務局] 今、コミュニティ活動を誰がやっているのかということで御質問だったと思うが、主体としてはまちづくり協議会の場合は個人ではなくて、それぞれの団体の構成員として住民の方は参加される形になってくると思う。
- ・ まちづくり協議会というのは、基本的には自治会と違い全員参加ではない。一応主体的な 人たちが部会をつくって集まって、そこでいろいろ活動して呼びかけて参加してもらう。ど ちらかというと自主的な活動団体に近いが、そこにお金まで出して応援し、佐賀市全体で1 つの方向、大体まとまってきたやり方でやっていると思う。

これは保留させて欲しい。ちょっとこれはこのままいくわけにはいかない、一番大事なところなので。法律上の文言のところをもう少し教えて欲しい。

検証結果:継続審議

第31条 国際的な視野の醸成

【論点】

・ 「文化の多様性への理解」をダイバーシティつまり性別や人種の違いに限らず、年齢、性格、学歴、価値観などの多様性まで広げてはどうか。この条例にダイバーシティをうたった条文が必要なのではないか。

前文には一応「わたしたちは、年齢や性別等に関わりなく、誰もが人と人とのつながりや 温もりを感じ」とあるがもう少し明確な立場で踏み込んだ表現が必要になってくると思う。 国際的というのはもっと広い意味での多様性の理解、またそういう人の多様性の才能とか を活用していくまちづくりが必要になってくるのではないかと思う。

【委員からの主なコメント】

・ ダイバーシティ、いわゆる多様性の問題、国籍の問題であるとか、性の問題とかが一遍に 出てきて、ここで議論するには余りにも根幹にかかわる話だと思う。それを入れるかどうか というところまでいくと、まちづくり自治基本条例で取り扱うにはちょっとスケールが大き 過ぎる気がする。

検討会議では、女性の参画のことだけは入れようというふうに意見が出ていたのは覚えている。だけど、今女性参画の問題も非常に多様になってきたので、そこまで議論が膨らんでしまうと、ここでは取り扱いかねる気がするが。

- ・ 私はそういう具体的な区別の問題ではなくて、自分以外の他者へのまなざしということ。 自分以外の人たちの価値観をきちんと理解しようということをまちづくりの中に入れてい かないといけないのではないかということで、具体的にではなくて、もうちょっと平たく考 えて私はダイバーシティということをイメージしている。
- そこら辺のところまでは、もう深めなくてもいいということか。
- ・ 私もこれは、大きな話なので、もう少し広めるだけで、詳細まで書くというか、逆に書かない勇気が必要かなと思う。余り詳細に書かないおおらかさを持って受け入れる体制をした ほうがいいのではないかと思う
- ・ 今のところは国際的なという、今の多様性の中で、国籍による差別を受けないとか、行政 的な範囲ではなくて、市民に向けて国際的な視野を醸成しようということだけに絞ってここ は書いている。だから、それをもう少し視野を広げるという案だと思うのだが。
- ・ 先ほどから出ている、そういう最近のダイバーシティの考え方というのは非常に重要なことだと思うが、ただ、地域と国際というのが通常、セットで出されることが多いので、それを入れるとするならば、国際は国際で残した上でもう一つ入れたほうがいいのではないか。 1個を2個にするのか、あるいは別の条文にするのかということと、あと性別、ジェンダーの問題は、前文の中に年齢や性別等にかかわりなくというところがあるが、ここに、入れられるで、あるいは条文そのものは扱わないで、逐条解説の中でそういった視点というのを最初に打ち出していくという方法もあるのではないかなと思う。
- 今いろんなアイデアが出たところで止めておいてよろしいか。

検証結果:継続審議

(2) 答申書(案)及び検証結果(案)について

· [事務局] 資料2-1と2-2と準備をさせていただいている。

これまでの委員の皆様からの意見を集約して、答申書(案)及び検証結果(案)を作成している。検証結果(案)については、今日も議論の最中なので具体的な中身は入れていないが、最終的な形を皆様にイメージしていただくことが大事かと思い、たたき台を示している。

配布している資料の2-1は答申書そのものということで捉えている。委員会で諮問を受けていただいた内容としては、運用状況と条文の見直しの2点である。委員会で慎重に審議を行った結果、以下のとおりということで、まず運用の状況については、こういうことを話して、委員会としてはこういうことにもっと力を入れるべきとか、今回運用のことについて話していただいたポイントの一番重要になるようなところについて、この答申書本体に書くことをイメージしている。

あと、2番として条文の見直しを諮問していたので、この分については、結論として全て 改正なしとなるのか、何条と何条についてはこういう改正をするというようなことになるの か、そこについては結論によって条文の見直しのほうにまとめていただく。

あと、当然これだけ慎重にいろいろ議論いただいているので、この答申書以外に検証の結果ということで別冊をつくりたいと思っている。そちらのほうが資料の2-2になる。

まず、はじめに、こちらの委員会でどういう流れでどういう議論をいただいたかというようなはしり書きの文章をつくらせていただければと思っている。次に何回目にどういう内容について議論したかを一覧表で載せ、それから条文の運用状況と改正の可否についての議論をピックアップしていく形をとり、何条と何条について議論されたのを最初に書いて、今までの各回の振り返りのところで皆様に確認していただいた、それぞれの条文についての話の内容を全て書くとボリュームが大きくなり過ぎるので、皆様からいただいたコメントを少し要約して、できる限り載せさせていただきたいというふうに考えている。それを条文の運用状況と条文改正の可否の2つに分けて、それぞれの条文ごとに載せさせていただきたい。

ページの最後に、この委員会の委員の皆様の名簿を記載させていただいた別冊を答申書に 一緒につけて、委員会の議論の成果品としてまとめさせていただければと思っている。

・ 今言われたみたいに、大きく言うと条例の運用状況と、条例の見直しについて検証結果としてまとめていくということだが、こういう形でよろしいか。よければ作業に入ってもらえるところもたくさんあって、残っているのが2個だから、それを除いた部分の作業は4月までの間にできるので、この形式で検証結果の見直しについての報告書及び検証結果報告書を出すということにしたい。

(2) 条文改正の可否について

佐賀市まちづくり自治基本条例検証状況 (第5回終了時点)			条文		運用
章	条	内 容	回	検証結果	回
前文					
第一章 総 則	第1条	目的			
	第2条	定義			
	第3条	この条例の尊重			
	第4条	自治の基本理念			
	第5条	まちづくりの基本原則			
第二章 市民等の権利並びに 市民等、議会及び 市長の役割及び責務	第6条	市民等の権利			
	第7条	市民等の役割及び責務	2, 4, 5	変更なし	
	第8条	市民活動団体の役割及び責務	2, 4, 5	変更なし	
	第9条	事業者の役割及び責務	2, 4, 5	変更なし	4
	第10条	議会の役割及び責務	2, 4	変更なし	
	第11条	市長の役割及び責務	2, 4	変更なし	
	第12条	職員の役割及び責務	2, 4	変更なし	
第三章 情報共有、市民 参加及び協働	第13条	情報共有の推進			4
	第14条	説明責任			
	第15条	会議の公開			
	第16条	個人情報の適正な管理			
	第17条	市民参加の推進			
	第18条	意見公募手続			
	第19条	意見等の取扱い			4
	第 20 条	審議会等			
	第21条	住民投票	2	変更なし	
	第22条	協働の推進	2	変更なし	
	第23条	地域コミュニティ活動	3, 5, 6	継続審議	3
	第24条	災害等への対応			
	第25条	子どもへのまなざし	3	変更なし	3
第四章 市政運営	第 26 条	総合計画			
	第27条	行政評価			
	第28条	財政運営			
	第29条	行政手続			
第五章 国及び他の地方公共 団体との関係等	第 30 条	国及び他の地方公共団体との関係			
	第31条	国際的な視野の醸成	2, 5, 6	継続審議	
第六章	第 32 条	佐賀市自治基本条例検証委員会			
条例の検証	第 33 条	条例の見直し			
		全般	2	変更なし	4

※審議事項は の部分

(地域コミュニティ活動)

- 第23条 市民等は、安心して暮らし続けることができる地域社会を実現するため、身近な地域の課題を共有し、その解決を図り、及び当該地域の活性化を図ることを目的とした自主的な活動(以下「地域コミュニティ活動」という。)を行うよう努めるものとする。
- 2 市長等は、地域コミュニティ活動を尊重するとともに、その活動が促進されるよう支援に努めるものとする。

【論点】

・ 「地域の課題を共有し、その解決を図り」という文言が重いイメージで、「その解決を図り」 という箇所を「その解決に向け活動し」という表現に和らげてはどうか。

地域活動はやる気と行動力がある人たちに結構頼りきりなところが多い気がしている。どの段階かで常に新しい人が入ってこないといけないと思うが、どの団体も、地域課題の解決が前面に来ると、重荷に感じてしまって入りづらいと思う。条文上でも、解決に向けてまずは一緒にやってみようということでいかないときついのではないかと思う。

【委員からの主なコメント(第5回)】

・ 任意団体や、志が一緒の人たちは自分から集まってくるが、地域コミュニティは、そこに 住んでいる人たちによって構成されているので、逃げ場がない。その人たちにこうしなさい というのが少し重い気がしてしまう。これを、「解決に向け活動し」とすると、みんなで一 緒にやっていこうという機運が感じられる気がして、この条文の説明や普及もしやすいので、 運用もしやすくなるのではないかと思う。だから、表現を変えたほうがメリットは大きいの ではないかと考えている。

また、「図る」の字が入っているというのは、具体的な対策があって、それを実行していくようなレベルだと思う。しかし、その対策を練る段階から一緒にやっていかないと、対策をとったからやってくれとなると、上からの命令のように感じてしまう。

- ・ [事務局] 地域コミュニティ活動というのは、今、24 の小学校区単位でできている「まちづくり協議会」を想定して、佐賀市の特色ある取り組みの一つとして条文の中に入れていただいた経緯がある。まちづくり協議会を設立するときに、10 年後の地域の未来像「夢プラン」をつくってあるが、それを実現するために、幾つかの分野ごとにテーマを掲げてもらう。そしてそれぞれの分野の目指す姿に向けて、どういう活動をするかということまでそのプランの中に入れていただいている。それに基づいて、まちづくり協議会で活動されているので、そういったところを念頭に置いて「解決を図る」というような条文の表現になっていると思う。
- この条文は、ちょっと読みにくい。これはどういうふうに読むのか。
- ・ [事務局] 課題を共有して、課題の解決を図って、さらに活性化を図ることを目的にした 活動というのが地域コミュニティ活動である。市民等は、その活動を行うように努めるよと いうことになっている。だから、市民は安心して暮らし続けることができる地域社会の実現 のためにコミュニティ活動を行うように頑張るということになるかと思う。
- ・ 3つの事項が並列だから「及び」が入っていると思う。

- ・ 今上げた3点を含んだ自主的な活動を行うよう努める。それはそうだが、事務局がまち協 をメーンに想定した条文と言われたが、まち協自体がものすごく温度差があるわけだし、逐 条解説には出てきていない。地域コミュニティ活動と書かれたときに、まち協を意識すると いうふうにすごく狭めてしてしまうのはもったいないと思う。
- ・ それはそうだ。主語が「市民等」だから、事業者も入るし、市民活動団体や個人も入る。
- ・ 「解決に向け活動」とすると、今度は身近な地域課題を共有し、その解決に向け活動しというのが1つの文章になる。そして、「及び」でつなぐので、課題を共有することと、課題の解決に向けて行動することという文章になって、それにもう一つ地域活性化をつける。という文章になる。
- ・ 3つの内容を1つの活動にまとめるという形にしているので、こういう条文表現が使われているが、3つの活動内容を独立させて書くという手法もある。「その解決に向け活動し」にしたところでほかの趣旨が変わらない気はするが。
- ・ 私も文章がおかしくなると思う。やはり解決を図るが、重いかどうかというのはあるかも しれないが、一般的には解決を図るという言葉を使う。それをまた、「その解決に向けて活 動し」と言い変えると、少しやわらか過ぎないか。

ただ認識しているだけではなくて、実際に活動をしてもらわなければいけないわけだから、 私は「図り」でいいと思う。

- 課題と向き合うと言うであれば、その「地域の課題を共有し」でも十分いいと思う。
- 「共有し」にそこまでの意味を込めるのであればそれでもいいと思う。
- ・ 今言われたように、「身近な地域の課題を共有し、その解決に向け活動し」とすると、そこでも活動してしまう。そうすると、「当該地域の活性化を図ることを目的とした自主的な活動を行うよう努める」というのは、この後ろの及び以下の文章だけにかかっているように読めて、やはり文章としておかしくなる。
- ・ この並列は、活動が続いていくという場合の「共有する」というCと「図る」のDでいく わけだから、ここに動詞が入ってきてもおかしくないと私は思う。ただ、主眼はそこではな くて、解決に向けた方向性をともに進んでいくというところだと思うので、文言調整は後ほ ど考えなければならないだろう。
- ・ 委員が言われたようにするのであれば、「解決に向けて活動し」以外の文言を探せば、つ ながりはいいと思うが、解決を○○するという、適当な言葉があればいいのだが。
- ・ 聞いているうちにもう一つ疑問がわいてきたのだが、地域コミュニティ活動の主体は市民となっているが、実質的には、まちづくり協議会とか市民活動団体が活動を行うではないのか。そういう意味で、まず個人が何々を目的とした活動をするという言い方は少し違和感があって、そういう目的を持った市民活動団体の地域コミュニティ活動、これに参加するということなのではないのか。そう考えれば、前の条文で市民活動団体がそういう解決を図り、そして当該地域の活性化を図るという目的を持ってやらなければいけないということを言っていたので、それほど個人が図らないといけないのではなく、そういうことを目的とした活動に市民は積極的に参加するようにというような趣旨なのではないか。ただ、そういうふうに、この条文は読めないところがあるので、私自身も頭の中でよく理解できていない。
- ・ 私はこの条文は、別にまちづくり協議会だけじゃなくて、自分のお隣とか、お向かいさん とかも含めた、本当に身近なところの問題解決も含んでいるのかと思って読んでいた。

- ・ 基本は自主的な活動を行うように努める。個人がやる場合もあるし、小さなグループがやる場合もあるし、企業やまちづくり協議会もある。ただ、佐賀市は地域コミュニティ活動と言ったときに一番力を入れて中心的に行う施策としてはまちづくり協議会を応援し、支援する。しかし、それ以外にも自主的な活動は当然あると思う。2項のところの「市長等は」と言ったときに、「活動が促進されるよう支援に努める」と言ったのは、メーンは何かというと、まちづくり協議会を各校区単位でやっていくということを答弁されていた。
- ・ [事務局] 今、コミュニティ活動を誰がやっているのかということで御質問だったと思うが、主体としてはまちづくり協議会の場合は個人ではなくて、それぞれの団体の構成員として住民の方は参加される形になってくると思う。
- ・ まちづくり協議会というのは、基本的には自治会と違い全員参加ではない。一応主体的な 人たちが部会をつくって集まって、そこでいろいろ活動して呼びかけて参加してもらう。ど ちらかというと自主的な活動団体に近いが、そこにお金まで出して応援し、佐賀市全体で1 つの方向、大体まとまってきたやり方でやっていると思う。

(国際的な視野の醸成)

第31条 本市は、まちづくりにおいて国際的な視点が必要であることを認識し、他国の 都市、団体等との交流及び連携を図ることにより、市民等の国際的な視野を広げ、もっ て文化の多様性への理解を深めるよう努めるものとする。

【論点】

「文化の多様性への理解」をダイバーシティつまり性別や人種の違いに限らず、年齢、性格、学歴、価値観などの多様性まで広げてはどうか。この条例にダイバーシティをうたった条文が必要なのではないか。

前文には一応「わたしたちは、年齢や性別等に関わりなく、誰もが人と人とのつながりや 温もりを感じ」とあるがもう少し明確な立場で踏み込んだ表現が必要になってくると思う。 国際的というのはもっと広い意味での多様性の理解、またそういう人の多様性の才能とか を活用していくまちづくりが必要になってくるのではないかと思う。

【委員からの主なコメント(第2回)】

- ・ 起草部会のときには具体例を書き出すと止まらなくなるだろうということで、これに決めたと記憶している。確かに世界の流れとか世間の流れというのは、ダイバーシティをどう考えるかという感じである。この前文だけだと「年齢と性別に関係なく誰もが」としか読めないので、そこにマイノリティが入ってくるとは文脈上あまり考えないと思う。だから、多様性を受け入れるような表現が入ったほうが、時流に沿うような気がする。
- ・ 県外から来られた方は、女性に対しての優しさだとかの視点がちょっと弱いのではないか 言われる。また、企業のほうでは、身障者に対してのいろんな課題はあるけれども、精神障 害は非常に今問題になっていると思う。
- ・ この条文そのものが問題なのではなくて、これをもう少し発展的に解釈していくような、 そういう国籍だけではなく、まえがきに書いたようなことをもう少し我々として共有してお かなければいけないと思う。
- 確かにこの国際だけでは表現を語り尽くせないものをまえがきに書いたが、これをこれから先、佐賀というところが悩まなければいけない。

その上のもっと広域、九州州政府みたいなことをイメージしていたと思う。もっとやわらかく境目を除いていこうというようなことがあった気がするが、国際もその中の一つとしてある。逆に今度はマイノリティの人たちとの向き合い方をどうするかということもあったという気がする。少なくとも、そういう視点でこの条文の見直しについて議論をしたことを記録に残しておいてほしい。

【委員からの主なコメント(第4回)】

・ 国際については異論ないが、文化の多様性の理解、ダイバーシティまで広げてはどうかというのは非常に重要な指摘である。これは、私たちにとっては新しいテーマで、この自治のところに入るかどうかはわからないが、そういうテーマがあること自体は間違いない。他の自治体では、そういう結婚証明書に近いようなものを出すというようなところもある。そういうところまで自治の範疇が広がってくるということは理解できるので、ここに書くかどう

かは別にして、少し議論してみたいと思う。

【委員からの主なコメント(第5回)】

・ ダイバーシティ、いわゆる多様性の問題、国籍の問題であるとか、性の問題とかが一遍に 出てきて、ここで議論するには余りにも根幹にかかわる話だと思う。それを入れるかどうか というところまでいくと、まちづくり自治基本条例で取り扱うにはちょっとスケールが大き 過ぎる気がする。

検討会議では、女性の参画のことだけは入れようというふうに意見が出ていたのは覚えている。だけど、今女性参画の問題も非常に多様になってきたので、そこまで議論が膨らんでしまうと、ここでは取り扱いかねる気がするが。

- ・ 私はそういう具体的な区別の問題ではなくて、自分以外の他者へのまなざしということ。 自分以外の人たちの価値観をきちんと理解しようということをまちづくりの中に入れてい かないといけないのではないかということで、具体的にではなくて、もうちょっと平たく考 えて私はダイバーシティということをイメージしている。
- そこら辺のところまでは、もう深めなくてもいいということか。
- ・ 私もこれは、大きな話なので、もう少し広めるだけで、詳細まで書くというか、逆に書かない勇気が必要かなと思う。余り詳細に書かないおおらかさを持って受け入れる体制をしたほうがいいのではないかと思う
- ・ 今のところは国際的なという、今の多様性の中で、国籍による差別を受けないとか、行政 的な範囲ではなくて、市民に向けて国際的な視野を醸成しようということだけに絞ってここ は書いている。だから、それをもう少し視野を広げるという案だと思うのだが。
- ・ 先ほどから出ている、そういう最近のダイバーシティの考え方というのは非常に重要なことだと思うが、ただ、地域と国際というのが通常、セットで出されることが多いので、それを入れるとするならば、国際は国際で残した上でもう一つ入れたほうがいいのではないか。1個を2個にするのか、あるいは別の条文にするのかということと、あと性別、ジェンダーの問題は、前文の中に年齢や性別等にかかわりなくというところがあるが、ここに、入れられるで、あるいは条文そのものは扱わないで、逐条解説の中でそういった視点というのを最初に打ち出していくという方法もあるのではないかなと思う。

(3) 答申書(案)及び検証結果(案)について

答申書案及び検証結果の全体の構成案は、資料2-1、2-2を参照。